

中国国内での PM_{2.5}に対する取組

- 1979 年の環境保護法（試行）制定以降、各種環境関連法を整備
 - 例： 大気汚染防止法の制定（1987 年）、改正（2000 年）
- 「国民経済と社会発展に関する第 12 次 5 カ年計画」（2011～2015 年の国家計画）にも環境保護に関する数値目標が盛り込まれ、政府としての取組を漸次強化
 - 例： SO₂ の総量削減目標の設定（5 年で 8% 減）
 - NO₂ の総量削減目標への追加、目標設定（5 年で 10% 減）
- 2012 年 12 月、環境保護部は「重点区域大気汚染対策第 12 次 5 カ年計画」を制定
 - 内容： 13369 件の大気汚染プロジェクト、投資見込額 3500 億元（約 6 兆円）
- PM_{2.5} 問題を受け、2013 年 6 月、国務院は大気汚染防止対策の 10 の措置を決定
 - 内容： ①汚染物質排出削減の強化、②生産能力管理の強化、③排出原単位の改善、
 ④エネルギー構造調整の加速、⑤省エネ・環境保護評価の厳格化、
 ⑥省エネ・排出削減新メカニズムの推進、⑦法律等の手段の活用、
 ⑧重点地域等の対策強化、⑨突発事件緊急対応管理措置の導入、
 ⑩全社会の動員による共同奮闘
- 2013 年 9 月、国務院は大気汚染防止計画を公表
 - 目標： • 2017 年に全国の一定規模以上の都市（地級市）の PM₁₀ の濃度を 2012 年比で 10% 以上低下させる。
 • 京津冀（北京市、天津市、河北省）、長江デルタ、珠江デルタなどの地域の PM_{2.5} の濃度をそれぞれ大凡 25%、20%、15% 低下させる。
 • 北京市の PM_{2.5} の年間平均濃度を大凡 60 μg/m³ にする。
 - 内容： • 石炭ボイラーなどの施設や VOC などの汚染物の規制強化
 • 移動源汚染対策として燃料油品質の改善や老朽車の廃車
 • 高汚染・高エネルギー消費業種の生産設備増強の抑制
 • 立ち遅れた生産設備の淘汰や過剰生産設備の圧縮
 • 石炭消費総量の抑制とクリーンエネルギー（天然ガス、水力、地熱、風力、太陽エネルギー、バイオマスなど）の利用加速
 • 環境管理の強化
 • 環境コストの価格転嫁などの市場メカニズムの活用
 • 大気汚染防止法改正など法制度の整備
 • 環境保護産業の育成 等

（詳細は別添東京財団資料参照）

○ 大気汚染防止計画を踏まえ、以下の動き

- 例：
- ・ 2013年9月12日 河北省が「河北省大気污染防治行動計画実施方案」を公表、北京市が「北京市2013-2017年大気清浄行動計画」を公表
 - ・ 2013年9月17日 環境保護部など6部委局が「京津冀（北京、天津、河北省）及び周辺地区における着実な大気污染防治行動計画の実施細則」を公表
 - ・ 2013年9月18日 「京津冀及び周辺地区における大気污染防治工作会议」を開催、環境保護部と6省区市（北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区、山東省）が大気污染防治目標責任書に署名
 - ・ 2013年9月28日 天津市が「今冬の大気污染防治工作的強化についての通知」を公表
 - ・ 2013年10月15日 財政部が大気污染防治対策の奨励金として6省区市へ50億元（約800億円）を拠出、特に河北省を重点化するとの報道（人民日報）
 - ・ 2013年10月16日 「中国気象局京津冀環境気象予報予警センター」を設立

大気汚染防止行動計画

大気環境保護は人民大衆の根本利益に関わり、経済の持続的健康的発展に関わり、小康社会の全面建設に関わり、中華民族の偉大な復興というチャイニーズドリームに関わる。現在、我が国の大気汚染情勢は厳しく、粒子状物質(PM_{10})、微小粒子状物質($PM_{2.5}$)を特徴的汚染物質とする地域的大気環境問題が顕在化し、人民大衆の身体的健康を損ない、社会の調和と安定に影響している。我が国の工業化、都市化の推進に伴い、エネルギー資源消費は引き続き増加し、大気汚染防止圧力は高まり続けている。確実に大気質を改善するために本行動計画を制定する。

全体要求:鄧小平理論、「三つの代表」重要思想、科学的発展観を導きとし、人民大衆の身体的健康の保障を出発点とし、生態文明建設を強力に推進し、政府コントロールと市場調節の組み合わせ、全面的推進と重点突破の組み合わせ、地域間協力と属地管理の調整、総量排出削減と質の改善の同時進行を堅持し、政府統率、企業対策実施、市場ドライブ、大衆参加の大気汚染防止新メカニズムを形成し、地域分け、段階分け対策を実施し、産業構造最適化、科学技術イノベーション能力増強、経済成長の質の向上を推進し、環境便益、経済便益、社会便益のウインウインを実現し、美麗なる中国の建設のために奮闘する。

奮闘目標:5年の努力で、全国の大気質を全体として改善し、重汚染天気を大幅に減らす。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタなどの地域の大気質を顕著に改善する。その後は5年もしくはより長い時間をかけて徐々に重汚染天気をなくし、全国の大気質を顕著に改善する。

具体的目標:2017年に、全国の地区级以上の都市の粒子状物質濃度を2012年比10%以上低減し、優良天気日数を年ごとに増やす。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタなどの地域の微小粒子状物質濃度をそれぞれ25%、20%、15%前後低減させ、その内北京市の微小粒子状物質の年間平均濃度については $60 \mu g/m^3$ 前後にする。

一、総合対策を強化し、多種汚染物質の排出を減らす

(一) 工業企業大気汚染総合対策を強化する。小型石炭ボイラーを全面的に取り締まる。集中暖房、石炭のガスへの切換、石炭の電気への切換の設備建設推進を加速し、2017年に残すことが必要なもの以外、地区級市以上の市街地では時間当たり換算蒸発量10トン以下の石炭ボイラーをほぼ無くし、時間当たり換算蒸発量20トン未満の石炭ボイラーの新設を禁止する。その他の地域では時間当たり換算蒸発量10トン未満の石炭ボイラーを原則として新設しない。熱・ガス配管網の行きわたらない地域では、電気、新エネルギー、クリーンコールへの切換、高効率省エネ型ボイラーの使用を普及させる。化学工業、製紙、染色、製革、製薬などの産業集積エリアで、コジェネレーション発電機の集中建設を通じて徐々に分散する石炭ボイラーを廃棄する。

重点業種の脱硫、脱硝、除じん改造設備建設を加速する。全ての石炭火力発電所、鉄鋼企業の焼結機とペレット生産設備、石油精製企業の接触分解装置、非鉄金属製錬企業はすべて脱硫装置を設置しなければならず、時間当たり換算蒸発量20トン以上の石炭ボイラーはすべて脱硫しなければならない。循環流動床ボイラー以外の石炭燃焼装置はすべて脱硝装置を設置しなければならず、新型乾式セメントキルンは低窒素燃焼技術改良を実施し、かつ、脱硝装置を

設置しなければならない。石炭ボイラーと工業用窯炉の既存の除じん設備はアップグレード改造しなければならない。

揮発性有機化合物汚染対策を推進する。石油化学、有機化学工業、表面塗装、包装用印刷などの業種で揮発性有機化合物総合対策を実施し、石油化学業種で「漏洩検査と修復」技術改良を実施する。期限を定めてガソリンスタンド、石油貯蔵庫、タンクローリーの石油ガス回収対策を完了させ、原油・精製油埠頭で石油ガス回収対策を積極的に実施する。塗料、接着剤などの製品の揮発性有機化合物限度基準を改善し、水性塗料の使用を普及させ、低毒性・低揮発性有機溶剤の生産、販売、使用を奨励する。

北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタなどの地域で2015年末までに石炭火力発電所、石炭ボイラーと工業用窯炉の汚染対策設備建設と改造をほぼ完了させ、石油化学企業の有機廃ガス総合対策を完了させる。

(二)面源汚染対策を徹底させる。都市の飛散粉じんを総合的に取り締まる。施工粉じん監督を強化し、グリーン施工を積極的に推進し、建物施工現場は全て完全密閉のフェンスを設置しなければならず、開放型作業を厳禁し、施工現場の道路は地面を舗装しなければならない。廃土運搬車両は密閉措置を講じなければならず、また徐々に衛星測位システムを設置する。道路機械化清掃などの低粉じん作業方法を推進する。大型野積み式貯炭場、野積み式材料置場は閉鎖貯蔵にするか防じん施設を建設しなければならない。都市と周辺の緑化と防風防砂林建設を推進し、都市市街地の緑地規模を拡大する。

飲食油煙汚染対策を展開する。区部の飲食サービス営業場所には高効率油煙浄化装置を設置し、高効率浄化型家庭用レンジフードの使用を普及させなければならない。

(三)移動源汚染対策を強化する。都市の交通管理を強化する。都市機能と配置計画を最適化し、スマート交通管理を普及させ、都市交通渋滞を緩和する。路線バス優先戦略を実施し、公共交通による外出比率を高め、歩行、自転車交通システム建設を強化する。都市開発計画に基づき、自動車保有量を合理的に規制し、北京、上海、広州などの特大都市では自動車保有量を厳格に規制する。グリーン外出の奨励、使用コストの増加などの対策を通じて、自動車使用強度を低減させる。

燃料油品質を高める。石油精製企業のアップグレード改造を加速し、2013年末までに全国で国家第四段階基準に適合する自動車用ガソリンを供給し、2014年末までに全国で国家第四段階基準に適合する自動車用ディーゼル油を供給し、2015年末までに、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域内の重点都市すべてで国家第五段階基準に適合する自動車用ガソリン、ディーゼル油を供給し、2017年末までに全国で国家第五段階基準に適合する自動車用ガソリン、ディーゼル油を供給する。油品質監督検査を強化し、違法な不合格精製油の製造、販売を厳しく罰する。

黄ラベル車と老朽車両の廃棄を加速する。通行禁止区域の指定、経済的補償などの方式を採用して、徐々に黄ラベル車と老朽車両を廃棄する。2015年には2005年末前に登録した営業用黄ラベル車を廃棄し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域の500万台の黄ラベル車をほぼ廃棄する。2017年に、全国範囲で黄ラベル車をほぼ廃棄する。

自動車環境保護管理を強化する。環境保護、工業情報化、品質検査、工商などの官庁が共同で新規生産車両の監督を強化し、環境保護基準未達成車両を生産・販売する違法行為を厳しく罰する。使用中の自動車の年次車検を強化し、基準未達成車両には環境保護合格ラベルを交付せず、公道での運転を認めない。ディーゼル車用尿素供給体系建設を急ぐ。路線バス、タクシーの強制廃車年限の短縮を検討する。タクシーが高効率排ガス浄化装置を毎年交換することを奨励する。建設機械など非道路移動機械と船舶の汚染規制を展開する。

低速自動車更新を加速する。低速自動車(三輪自動車、低速トラック)省エネ環境保護要求を絶え間なく高め、汚染排出を減らし、関連産業と製品技術の更新を促進する。2017年より、新たに生産する低速トラックに対して軽トラックと同等の省エネ排出基準を適用する。

新エネルギー自動車を強力に普及させる。公共交通、環境衛生業種と政府機関は率先して新エネルギー自動車を使用しなければならず、直接ナンバープレート交付、財政補助などの措置を採って個人の購入を奨励する。北京、上海、広州などの都市で毎年増加もしくは更新する路線バスの中の新エネルギー車とクリーン燃料車の比率を60%以上にする。

二、産業構造を調整・最適化し、産業転換アップグレードを推進する

(四) 高汚染・高エネルギー消費業種の生産設備増強を厳格に規制する。高エネルギー消費、高汚染および資源型業種の参入条件を改訂し、資源エネルギー節約と汚染物質排出などの目標を明確にする。条件のある地区では現地機能位置づけに適合し、国家要求よりも厳しい産業参入目録を制定しなければならない。高汚染・高エネルギー消費業種の生産設備増強を厳格に規制し、新設・改造・拡張プロジェクトには生産能力の等量もしくは減量置き換えを実施する。

(五) 旧式生産設備の廃棄を加速する。産業発展の実情と環境質の状況を踏まえ、環境保護、エネルギー消費、安全、品質などの基準を高め、地域分けをして旧式生産設備廃棄任務を明確にし、産業転換アップグレードを迫る。

「部分工業業種の旧式生産プロセス装置と製品廃棄指導目録(2010年版)」、「産業構造調整指導目録(2011年版)(修正)」の要求に従い、経済、技術、法律および必要な行政手段を使って、1年前倒しで鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、板ガラスなど21重点業種の第12次五カ年計画旧式生産設備廃棄任務を達成する。2015年にはさらに製鉄1,500万トン、製鋼1,500万トン、セメント(クリンカと粉碎能力)1億トン、板ガラス2,000万重量箱を廃棄する。期限までに廃棄任務を達成できなかった地区は、国が手配する投資プロジェクトを厳格に規制し、当該地区に対する重点業種建設プロジェクト承認審査、許可審査、登録手続を停止する。2016年、2017年に、各地区は範囲をさらに広くし、基準をさらに高めた旧式生産設備廃棄政策を制定し、さらに旧式生産設備を廃棄しなければならない。

立地が分散し、設備水準が低く、環境保護対策の劣悪な小型工業企業に対し全面的な調査を行い、総合改善プランを制定し、分類対策を実施する。

(六) 過剰生産設備を圧縮する。環境保護、エネルギー消費、安全の取締処罰を強化し、省エネ環境保護基準によって高汚染・高エネルギー消費業種の過剰生産設備退出メカニズムを構築する。財政、土地、金融などの支援政策を制定し、生産設備が過剰な高汚染・高エネルギー消費業種企業の退出、転換発展を支援する。優良・強力企業の業種発展に対する主導的作用

を発揮させ、地区を跨ぎ、所有制を跨ぐ企業間の合併再編を通じて、過剰生産設備の圧縮を推進する。生産能力が大幅に過剰な業種の生産設備増強プロジェクトの許可を厳禁する。

(七) 生産能力が大幅に過剰な業種で規則に違反して建設中のプロジェクトを断固停止させる。生産能力が大幅に過剰な業種の建設中プロジェクトを真剣に整理し、許可を受けない建設、許可審査中の建設、越権許可の規則違反プロジェクトに対して、まだ着工していないものは着工を認めず、建設中のものは停止させる。地方人民政府は組織指導と監督検査を強化し、生産能力が大幅に過剰な業種の盲目的拡張を断固として止めなくてはならない。

三、企業の技術改造を加速し、科学技術イノベーション能力を高める

(八) 科学技術研究開発と普及を強化する。煙霧、オゾンの形成メカニズム、発生源解析、移動メカニズムと監視予報などの研究を強化し、汚染対策に科学的サポートを提供する。大気汚染と人の健康の関係の研究を強化する。企業技術センター、国家重点実験室、国家工学実験室の建設を支援し、大型大気光化学シミュレーションチャンバー、大型エアロゾルシミュレーションチャンバーなどの科学インフラ建設を推進する。

脱硫、脱硝、高効率除じん、揮発性有機化合物制御、ディーゼル機(車)排気浄化、環境監視、および新エネルギー自動車、スマートグリッドなどの面での技術開発を強化し、技術成果の転化応用を推進する。大気汚染対策の先進技術、管理経験などの面での国際交流と協力を強化する。

(九) クリーナープロダクションを全面的に推進する。鉄鋼、セメント、化学工業、石油化学、非鉄金属製錬など重点業種でクリーナープロダクション審査を実施し、省エネ排出削減基幹領域とボトルネックにおいて、先進適正技術、プロセス、設備を採用し、クリーナープロダクション技術改造を実施する。2017年に、重点業種の汚染物質排出強度を2012年比30%以上低下させる。非有機溶剤型の塗料や農薬などの製品のイノベーションを推進し、生産使用過程での揮発性有機化合物排出を削減する。緩効性肥料新品種を積極的に開発し、肥料施用過程でのアンモニアの排出を減らす。

(十) 循環経済を強力に発展させる。産業集積発展を奨励し、工業団地循環化改造を実施し、エネルギー CASCADE 利用、水資源循環利用、廃棄物交換利用、土地節約集約利用を推進し、企業の循環型生産、工業団地の循環型発展、産業の循環型組み合わせを促進し、循環型工業体系を構築する。セメント、鉄鋼など工業窯炉、高炉で廃棄物シナジー処理を実施する。電気機械製品の再製造を強力に発展させ、資源再生利用産業の発展を推進する。2017年に、工業付加価値当たりエネルギー消費を2012年比20%前後低減し、50%以上の各種国家级工業団地と30%以上の各種省級工業団地で循環化改造を実施し、主な非鉄金属品種および鉄鋼の循環再生比を40%前後まで上げる。

(十一) 省エネ環境保護産業を強力に育成する。大気汚染対策の政策要求を省エネ環境保護産業の発展の市場需要に有効に転化し、重大環境保護技術設備と製品のイノベーション開発と産業化応用を促進する。国内市場を拡大させ、新業態、新モデルを積極的に支援し、一群の国際競争力ある大型省エネ環境保護企業を育成し、大気汚染対策設備、製品、サービス産業の

生産額を大幅に増やし、省エネ環境保護、新エネルギーなどの戦略的新興産業の発展をうまく推進する。外資の省エネ環境保護産業への投資を奨励する。

四、エネルギー構造調整を加速し、クリーンエネルギー供給を増やす

(十二) 石炭消費総量を抑制する。国家石炭消費総量中長期抑制目標を制定し、目標責任管理を実行する。2017年に、石炭のエネルギー消費総量に占める比率を65%以下に低下させる。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域で石炭消費総量の減少を実現するよう努力し、地域外からの送電受入比率の増加、天然ガス供給の増加、非化石エネルギー利用強度の拡大などによって石炭燃焼に代替する。

北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域の新設プロジェクトには自家石炭火力発電所を付設することを禁止する。石炭消費プロジェクトは石炭減量代替を実行しなければならない。コジェネレーション以外は、石炭火力発電新設プロジェクトの承認を禁止する。既存の複数台石炭火力発電ユニットでその設備容量の合計が30万キロワット超の場合は、石炭等量代替の原則で大容量石炭火力ユニットを建設することができる。

(十三) クリーンエネルギー代替利用を加速する。天然ガス、石炭由来天然ガス、炭層ガス供給を増やす。2015年に、天然ガス幹線パイプラインを輸送能力で1,500億m³超新設し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域をカバーする。天然ガス使用方式を最適化し、天然ガスは優先的に住民生活に使い、石炭を代替する。天然ガス分布式エネルギーなどの効率利用方式の発展を奨励し、天然ガス化学工業プロジェクトを制限する。天然ガスピークロード発電所を計画的に発展させ、原則として天然ガス発電プロジェクトは新設しない。

石炭由来天然ガス発展計画を制定し、最も厳格な環境保護要求と水資源供給保障を前提に、石炭由来天然ガスの産業化と大規模化を加速する。

積極的計画的に水力発電を発展させ、地熱エネルギー、風力、太陽エネルギー、バイオマスを開発利用し、安全かつ高効率に原子力発電を発展させる。2017年に、稼働する原子力発電ユニットの設備容量を5,000万キロワットにし、非化石エネルギー消費比率を13%にまで高める。

北京・天津・河北地域の市街地、長江デルタ都市圏、珠江デルタ地域で既存工業企業石炭燃焼施設の天然ガス切替を加速し、2017年に石炭ボイラー、工業用窯炉、自家石炭火力発電所の天然ガス切替改造任務をほぼ完了しなければならない。

(十四) 石炭クリーン利用を推進する。石炭選洗率を高め、新設炭鉱は同時に石炭選洗施設を建設しなければならず、既存炭鉱は急いで建設・改造しなければならない。2017年に原炭洗炭率を70%超に高める。高灰分、高硫黄分の低品質炭の輸入を禁止し、石炭品質管理規則を研究制定する。高硫黄分石油コークスの輸入を制限する。

都市の高汚染燃料使用禁止エリアを徐々に市街地から近郊に拡大する。市内村、都市と農村の境界域、スラムの改造と結びつけて、政策補償とピークバレー電気料金、季節的電気料金、段階的電気料金、ピークコントロール電気料金などの措置を通じて、徐々に天然ガスや電気にによる石炭代替を推進する。北方農村地域にクリーンコール配送センターを建設し、クリーンコールと成型炭の使用が普及するよう奨励する。

(十五) エネルギー使用効率を高める。省エネ評価審査制度を厳格に実行する。新設高エネルギー消費プロジェクトの製品(生産額)当たりエネルギー消費を国内先進水準にし、エネルギー使用設備の一級エネルギー効率基準を達成する。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域で、新設高エネルギー消費プロジェクトの製品(生産額)当たりエネルギー消費を国際先進水準にする。

グリーンビルディングを積極的に発展させ、政府投資の公共建築、保障型住宅などには率先してグリーンビルディング基準を適用しなければならない。新築建物には強制的省エネ基準を厳格に適用し、太陽エネルギー温水システム、地中熱源ヒートポンプ、空気熱源ヒートポンプ、建物一体型太陽電池、「熱・電気・冷気」コジェネレーションなどの技術と設備の使用を普及させる。

暖房熱計量改革を推進し、北方暖房地域の既存住居の暖房熱計量と省エネ改造を加速する。新築建物と暖房熱計量改造を完了した既存建物は徐々に暖房熱計量による料金徴収を実施する。熱供給配管網の建設と改造を加速する。

五、省エネ環境保護市場参入条件を厳格化し、産業の空間配置を最適化する

(十六) 産業配置を調整する。主体機能区計画の要求に従い、重点産業の発展配置、構造、規模を合理的に決定し、重大プロジェクトは原則として最適開発区と重点開発区に配置する。全ての新設、改造、拡張プロジェクトは必ずすべて環境影響評価を行わなければならない。環境影響評価審査を通過しないプロジェクトは一律に着工を認めない。規則に違反して建設した場合は、法に従い処罰する。産業政策の産業移転過程における誘導と規制作用を強化し、生態学的に脆弱な地域や環境敏感地域に高汚染・高エネルギー消費業種のプロジェクトを建設することを厳しく制限する。各種産業発展計画の環境影響評価を強化する。

東部、中部、西部地域で差別化産業政策を実施し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域ではより高い環境保護要求を打ち出す。環境監督を強化し、旧式生産設備の移転を厳禁する。

(十七) 省エネ環境保護指標の拘束力を強化する。省エネ環境保護市場参入条件を高め、重点業種参入条件を改善し、参入条件に適合する企業リストを公表し、動的管理を実施する。汚染物質排出総量規制を厳格に実施し、二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん・粉じん、揮発性有機化合物排出が総量規制要求に適合するかどうかを建設プロジェクト環境影響評価審査の前提条件とする。

北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域および遼寧中部、山東、武漢およびその周辺、長沙・株洲・湘潭、成都・重慶、台灣海峡西岸、山西中北部、陝西漢中、甘肅・寧夏、ウルムチ都市圏などの「三区十群」中の47都市は、火力発電、鉄鋼、石油化学、セメント、非鉄金属、化学工業などの企業と石炭ボイラープロジェクトの新設には大気汚染特別排出限界値を適用しなければならない。各地区は環境質の改善需要に従い、特別排出限界値の実施範囲を拡大することができる。

エネルギー消費アセスメント、環境影響評価審査を通過していないプロジェクトを関係官庁は承認、許可、登録してはならず、土地を提供してはならず、着工許可してはならず、生産許可

証、安全生産許可証、汚染排出許可証を交付してはならず、金融機関はいかなる形においても新たに与信してはならず、関係事業者は電気、水を供給してはならない。

(十八) 空間配置を最適化する。都市計画を科学的に制定し、かつ厳格に実施し、都市空間統制要求と緑地規制要求を強化し、各種産業団地と都市ニュータウン、新区の設立と配置を適正化し、都市計画の勝手な調整と改変を禁止し、大気汚染物質拡散に有利な都市と地域空間配置を作る。都市環境発展全体計画実証試験事業を検討する。

過剰生産設備の除去、省エネ排出削減、企業の合併再編と結びつけて、都市中心市街地にある鉄鋼、石油化学、化学工業、非鉄金属製鍊、セメント、板ガラスなどの重汚染企業の環境保護目的の移転、改造を計画的に推進し、2017年にはほぼ終わらせる。

六、市場メカニズム作用を發揮させ、環境経済政策を改善する

(十九) 市場メカニズム調整作用を發揮させる。「汚染者負担、汚染量に応じた負担、省エネ排出削減が利益になるような補償提供」の原則に従い、奨励と規制をセットにした省エネ排出削減新メカニズムを積極的に推進する。

業種別、地域別で水、電気などの資源類製品について企業消費割当量を制定する。企業「トップランナー」制度を制定し、エネルギー効率、汚染排出強度がより高い基準に達した先進企業を報奨する。

「契約型エネルギー管理」の財政・税制優遇政策を全面的に実施に移し、環境サービス業発展促進の支援政策を改善し、汚染対策施設投資、建設、運営一体のコンセッションを推進する。グリーンク融資とグリーン証券政策を改善し、企業環境情報を信用情報システムに盛り込む。環境法違反企業に対する融資と公募増資を厳格に制限する。汚染排出権有償使用と取引実証試験を推進する。

(二十) 価格徴税政策を改善する。脱硝コストに基づき、販売電気料金調整を踏まえて、脱硝電気価格政策を改善する。既存の火力発電ユニットに新技術を採用して除じん施設改造を行ったものには、価格政策支援を与える。段階式電気料金を実行する。

天然ガス価格形成メカニズム改革を推進し、天然ガスと代替可能エネルギーの価格関係を調整する。

コスト補償の合理化、高品質高価格、汚染者費用負担の原則に基づき精製油価格を合理的に決定し、一部の困窮層と公益業種に対する精製油価格補助政策を改善する。

汚染排出費徴収に力を入れ、納めるべきものは納めさせる。適時に汚染排出費徴収基準を高め、揮発性有機化合物を汚染排出費徴収対象に含める。

一部の高汚染・高エネルギー消費業種の製品を消費税徴収範囲に含めることを検討する。高汚染・高エネルギー消費業種の製品の輸出税還付政策と資源総合利用徴税政策を改善する。石炭などの資源税の従価徴税改革を積極的に推進する。徴税法令規定に適合し、専用設備を使用したり環境保護プロジェクトを建設する企業およびハイテク技術企業は企業所得税優遇を受けることができる。

(二十一) 投融資ルートを広げる。省エネ環境保護投融資体制改革を徹底し、民間資本と社会資本が大気汚染防止分野に進出することを奨励する。銀行業・金融機関が大気汚染防止プ

プロジェクトへの融資を拡大するよう指導する。汚染排出権担保融資モデルを検討し、省エネ環境保護施設の融資、リース業務を拡大する。

地方政府は民生に関わる「石炭のガスへの切換」プロジェクト、黄ラベル車と老朽車両廃棄、軽トラックによる低速トラック代替などの政策支援を拡大し、重点業種クリーナープロダクション実証設備に誘導型資金支援を提供しなければならない。大気質モニタリングステーション建設とその運営と監督管理費用を各級財政予算に盛り込んで保障しなければならない。

環境取締りを適切に行い、価格メカニズムを適正化した上で、中央財政の主要汚染物質排出削減などのプロジェクトを統合し、大気汚染防止プロジェクト資金を設立し、重点地域に対し対策の成果に応じて「報奨金をもって補助金に代える」を実施する。中央固定資本形成投資も重点地域大気汚染防止に対する支援を拡大しなければならない。

七、法令体系を整備し、厳格に法に従って監督管理する

(二十二)法律、命令、基準を改善する。大気汚染防止法改正作業を急ぎ、総量規制、汚染排出許可、緊急対応・早期警戒、法的責任などの面の制度を重点的に整備し、悪意の汚染排出、重大汚染被害を発生させた企業およびその責任者に対する刑事責任追及の内容を増やし、違法行為に対する処罰を拡大することを検討する。環境公益訴訟制度を構築整備する。環境税法案の起草を検討し、環境保護法改正を急ぎ、自動車汚染防止条例と汚染排出許可証管理条例を速やかに提出する。各地区は実情を踏まえ、地方大気汚染防止命令、規則を提出する。

重点業種排出基準と自動車燃料消費量基準、油基準、暖房熱計量基準などの制定(改正)を急ぎ、業種汚染防止技術政策とクリーナープロダクション評価指標体系を改善する。

(二十三)環境監督管理能力を高める。国家監察、地方監督管理、事業所責任の環境監督管理体系を改善し、地方政府の環境法令と政策実行に対する監督を強化する。環境モニタリング、情報、緊急対応、監察などのキャパシティービルディングに力を入れ、要求基準に到達させる。

都市ステーション、バックグラウンドステーション、地域ステーション統一配置の国家大気質モニタリングネットワークを建設し、モニタリングデータの精度管理を強化し、大気質状況を客観的に反映する。重点汚染源オンラインモニタリングシステムの建設を強化し、環境衛星利用を推進する。国家、省、市の三級自動車汚染排出監督プラットフォームを建設する。2015年に、地区级以上の都市すべてで微小粒子状物質監視ポイントと国家直接管理の監視ポイントを完成させる。

(二十四)環境保護取締に力を入れる。共同取締、地域取締、交叉取締など取締メカニズムのイノベーションを推進し、重点を明確化し、取り組みを強化し、環境法違反行為を厳罰に処す。不法投棄・不法排出、再犯の違法企業に対しては法に従い操業停止・閉鎖する。環境犯罪容疑のあるものに対しては、法に従い刑事责任を追及する。取締責任を果たし、監督不行き届き、手抜き取締、枉法収賄などの行為に対しては、監察機関が法に従い関係官庁と人員の責任を追及しなければならない。

(二十五)環境情報公開を実行する。国は毎月大気質が最悪の10都市と最良の10都市の名前を公表する。各省(区、市)は管轄域内の地区级以上の市の大気質ランキングを公表しなけれ

ばならない。地区級以上の市は現地主要メディアで速やかに大気質監視情報を公表しなければならない。

各級環境保護官庁と企業は自発的に新設プロジェクト環境影響評価、企業汚染物質排出、汚染対策施設運転状況などの環境情報を公表し、社会の監督を受けなければならない。大衆の利益に関わる建設プロジェクトは、公衆の意見を十分に聞かなければならぬ。重汚染業種企業の環境情報強制公開制度を構築する。

八、地域協力メカニズムを構築し、地域環境対策を統一計画する

(二十六) 地域協力メカニズムを構築する。北京・天津・河北、長江デルタ地域大気汚染防止協力メカニズムを構築し、地域内の省級人民政府と國務院関係官庁が参加し、地域の深刻な環境問題を協調解決し、環境影響評価協議、合同取締、情報共有、早期警戒・緊急対応など大気汚染防止措置の実施を組織し、地域大気汚染防止事業の進捗状況を通報し、段階的業務要求、業務重点と主要任務を検討して決定する。

(二十七) 目標任務を分解する。國務院と各省(区、市)人民政府は大気汚染防止目標責任書に署名し、目標任務を地方人民政府と企業に分解して割り振る。重点地域の微小粒子状物質指標、非重点地域の粒子状物質指標を経済社会発展の義務的指標とし、環境質改善を中心とする目標責任考課体系を構築する。

國務院は考課規則を制定し、毎年初めに各省(区、市)の前年度対策任務達成状況を考課する。2015年に中間評価を行い、評価結果を踏まえて対策任務を調整する。2017年に行動計画実施状況について終了時考課を行う。考課と評価の結果は國務院の同意を得た上で、社会に公表し、幹部管轄官庁に渡し、「科学的発展観促進の共産党・政府指導チームと指導幹部考課評価メカニズム構築に関する意見」、「地方共産党・政府指導チームと指導幹部総合考課評価規則(試行)」、「政府業績管理実証試験事業の展開に関する意見」などの定めに従い、指導チームと指導幹部の総合評価の重要根拠とする。

(二十八) 厳格な責任追及を行う。年次考課を通過しなかった者に対しては、環境保護官庁が組織官庁、監察機関などの官庁が省級人民政府とその関係官庁の責任者と協議して改善意見を示し、督促する。

職務怠慢、職務不行き届きなどで重汚染天気に対応できなかった場合、およびモニタリングデータに対する介入・偽造、年次目標任務未達成の場合は、監察機関が法に従い関係事業所と個人の責任を追及しなければならず、環境保護官庁は関係地区と企業の建設プロジェクト環境評価の許可制限を行い、国が授与した環境保護名誉称号を取り消さなくてはならない。

九、監視・早期警報・緊急対応体系を構築し、重汚染天気に適切に対応する

(二十九) 監視・早期警報体系を構築する。環境保護官庁は気象官庁との協力を強化し、重汚染天気監視・早期警報体系を構築しなければならない。2014年に、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域で地域、省、市級汚染天気監視・早期警報体系を構築しなければならない。その他の省(区、市)、副省級市、省都は2015年末までに完了しなければならない。重汚染

天気過程の動向分析をしっかりと行い、協議判定メカニズムを改善し、監視・早期警報の確度を高め、速やかに監視・早期警報情報を公表しなければならない。

(三十)緊急対応計画を制定する。大気質が既定の基準に達しない都市は重汚染天気緊急対応計画を制定・改善し、社会に公表しなければならない。責任主体を明確化し、緊急対応の組織機構とその職責、早期警報・予報および対応手続、応急処置と保障措置などの内容を明確にし、異なる汚染等級ごとに企業の生産制限・生産停止、自動車と粉じんのコントロール、小中学校の休校および可能な気象介入などの応急措置を定めなければならない。重汚染天気緊急対応演習を実施する。

北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域では地域、省、市連動の重汚染天気緊急対応体系を構築しなければならない。地域内の各省(区、市)の緊急対応計画は、2013年末までに環境保護部に登録しなければならない。

(三十一)速やかに緊急対応措置を採る。重汚染天気緊急対応を地方人民政府突発事件緊急対応管理体系に盛り込み、政府主要責任者担当制を実行する。重汚染天気の早期警報等級に従い、迅速に緊急対応計画を開始し、大衆が衛生防護を行うよう指導する。

十、政府企業の社会的責任を明確にし、全人民を環境保護に動員する

(三十二)地方政府の指揮命令責任を明確化する。地方各級人民政府は管轄区域内の大気環境質に全面的な責任を負い、国家の全体配置と規制目標に従い、当該地区の実施細則を制定し、業務重点任務と年次規制目標を定め、政策措置を改善し、社会に公表しなければならない。監督管理を絶え間なく強化し、任務明確、項目明確、資金保障を確保しなければならない。

(三十三)官庁間の協調運動を強化する。各関係官庁は密接に協力し、力を合わせ、統一行動し、大気汚染防止の強大な合力を形成しなければならない。環境保護部は指導、調整、監督を強化し、関係官庁は大気汚染防止に有利な投資、財政、税制、金融、価格、貿易、科学技術などの政策を制定し、法に従い各自の担当分野での関連業務を行わなければならない。

(三十四)企業の対策を強化する。企業は大気汚染対策の責任主体であり、環境保護規範の要求に従い、内部管理を強化し、資金投入を増やし、先進生産プロセスと処理技術を採用し、基準達成の排出を確保し、さらには「ゼロエミッション」を実現しなければならない。環境保護の社会的責任を自覚的に履行し、社会の監督を受けなければならない。

(三十五)社会参加を広範に動員する。環境浄化には、だれもが責任がある。多種の形式の宣传教育を積極的に展開し、大気汚染防止の科学知識を普及させなければならない。大気環境管理専門人材養成を強化する。文明、節約、グリーンの消費方式と生活習慣を提倡し、大衆が自分から始め、小さなことから始め、身の回りから始めるよう指導し、全社会に「共に呼吸し、共に奮闘する」という行動ルールを確立し、共同で大気質を改善する。

我が国はまだ社会主義初級段階であり、大気汚染防止任務は巨大であり、信念を固め、総合的対策を取り、重点を定め、段階的に推進し、実行することが大事であり、実効を追求しなければならない。各地区、各関係官庁と企業は本行動計画の要求に従い、しっかりと実情を踏まえ、徹底的に実行に移し、大気質改善目標を期限内に達成しなければならない。

※ 当翻訳は東京財団によるもので、公定訳ではありません。疑義が生じた場合は、原文に基づく解釈をお願いいたします。

(原文) http://www.gov.cn/zwgk/2013-09/12/content_2486773.htm